

公益財団法人園芸振興松島財団

2023 年度第 50 回研究助成候補者募集要領

1. 対 象

- 1) わが国における青果物〈花きを除、イモ類は含む〉の生産、流通および消費に関する研究活動で、2025 年 9 月末日までに研究成果が期待されるものとする。その成果がわが国の青果物の生産、流通および消費の現場において、近い将来利用され得るものとする。
- 2) 助成は 1) の研究活動に従事する個人またはグループとし、原則として 1 回に限る。また、同一個人あるいはグループの同一年度における応募は 1 件に限られる。
- 3) 1) の活動を遂行するための費用の全部または一部を助成する。ただし、論文作成・投稿、学会参加の費用及び主たる従事者に対する報酬は助成の対象外である。アルバイト費用などはその限りでない。
- 4) 同一活動に対する研究助成は原則として単年度限りとする。

2. 金 額

- 1) 研究助成は 1 件につき 100 万円とする。(ただし、申請額がこれに満たない場合は申請額を助成金額とする。)
- 2) 上記のほか、松島光代特別助成として 1 件につき 10 万円を贈呈する場合がある。

3. 応募方法

- 1) 申込書を、当財団ホームページよりダウンロードする。
- 2) 申込書に必要事項を記入し、2023 年 10 月末日までに当財団事務局あてに郵送する。
- 3) 助成金は申請者個人に研究費として授与するので、申請者は事前に所属組織に助成金受領の手続き等を確認しておくこと。

4. 決定、その他

- 1) 助成対象者の決定および助成金額は、当財団設置の専門委員会の選考にもとづき、理事会が決定する。選考は主として申込書によるが、必要に応じて問い合わせや現地調査を併用することもある。
- 2) 対象者の発表 2024 年 3 月上旬に応募者全員に通知するとともに、当財団ホームページ、園芸学会、園芸関係紙誌（「果実日本」、日本農業新聞など）に発表する。
- 3) 贈 呈 2024 年 3 月下旬の予定
- 4) 報告の義務 助成金受領者は、研究実施後の研究成果概要を 2025 年 11 月末日までに所定の様式により事務局に報告すること。
- 5) 生成 AI 利用 「生成 AI」を利用する場合には脚注に明記すること。

公益財団法人園芸振興松島財団

代表理事 土橋 史枝

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘 1-16-17

TEL 03-3717-6503 FAX 03-3718-0801

URL : <http://www.matsushima-foundation.or.jp/>

事務局 104-0041 東京都中央区新富 1-17-1 宮倉ビル 4 階

(一社)日本果樹種苗協会内

Tel:03-3523-1126 Fax:03-3523-1168 Email:kasyukyo.or.jp

(昭和 49 年(1974)8 月 30 日付けで農林大臣より財団法人設立認可)
(平成 23 年(2011)4 月 1 日付けで内閣総理大臣より公益財団法人移行認定)